

佐々木氏勲功伝承と『平家物語』

佐々木 紀 一

はじめに

『東鏡』治承四年八月の山木判官夜討の計画と実行の経過記載に齟齬が有る一因に、複数史料の接合がある事を先に筆者は指摘した¹⁾。

延慶本『平家』と『野田文書』所収『□□奉公日記』(以下『奉公』と略)の近似本文の比較から²⁾、有力御家人であつた佐々木氏の家記が『東鏡』に利用され、同時に『平家』と『奉公』の典拠でもあつたと推定したものである。『奉公』は早くに西岡虎之助氏が佐々木庄支配の展開の考察に紹介・利用し、『東鏡』が依拠した史料である可能性を示唆した³⁾。大森金五郎氏⁴⁾、流人時代と鎌倉幕府以後の人脈の連続を検討した野口実氏⁵⁾も歴史史料として全面的に利用するが、益田宗氏は同記が延慶本に依拠したとし、成立は『東鏡』以前に遡らな
いとした⁶⁾。

当然ながら歴史学は『奉公』の史料的価値を問題にするが、国文学では後藤丹治氏は後述の『拾珠抄』所収「佐々木備中入道百箇日願文」に佐々木氏の武功伝承が存在した事を明らかにし⁷⁾、『源平闘諍録』に佐々木称揚の表現のある事から、渥美かをる氏は「佐々木側か

ら出た物語の混入が予測される」⁸⁾としたが、伝承の存在様態、『奉公』との関係は問はれてゐなかつた。

近年、鈴木彰氏は『奉公』に後代の創作があり、拳兵当時の日記の如き一級史料としての価値を認められない事、また『野田文書』「佐々木系図」にある康永三年(一二三四)書写の奥書より、『奉公』の成立をそれ以前とし、跋文の「將軍の御ため、我ためひしなるあいた、嫡家伝テ未是をみせず」とある將軍を足利將軍と見て、『奉公』が足利時代に編纂されたとする⁹⁾。さうしてそこに『平家』の影響がある事を時代的蓋然性、特徴的な表現・内容から推定してゐる。寧ろ『平家』の典拠の性格を重視する筆者の見解と異なるが、畢竟の問題は『平家』の典拠か、享受かに行きつくのは、

『奉公』(定綱)但三浦介八定まいり候ハんすらん、ちはのすけをよくくかたらはせ給へと存候、上熊の介、人讒言によて、度々めし候へとも、参候はず、子権介も京に召籠られて候けるか、此程、逃下たるよしうけ給はり候、心うかれて候へハ、よくくかたらはせ給て、めし候ハ、うたかないなくまいり候はんすらんと申(一西岡氏「二」、鈴木氏「へ」とする。剩筆か)

(延慶本)時政申ケルハ、東八ヶ国ノ内、誰力君ノ御家人ナラヌ者ハ候、上総介八郎広経、平家ノ御勘当ニテ、其子息山城権守能経、京ニ被召籠候ツルカ、此程逃下テ、用心シテ候ト承ル、上総介八郎広経・千葉助経胤・三浦介義明、此三人ヲ語ワセ給へ、此三人タニモ随付マイラセ候ナハ、土肥・岡崎・懷嶋ハ本ヨリ志思ヒ奉ル者共テ候へハ、参候ワンスラム¹⁰⁾

『盛衰記』(伊藤忠清が)広常ヲ平家ニ讒テ所職ヲ奪トスル間、

子息能常参洛シテ子細ヲ申トイヘ共、猶広常ヲ召問、含憤、恨ヲ
 ナス折節也、甘言ヲ以テ召レンニ、是能隙ナリ、千葉介経胤・三
 浦介義明ハ（以下略）（卷十九「兵衛佐催家人」）

と、武士招集について頼朝に進言する人物が異なる事からで、延慶本
 （直線）・『盛衰記』（波線）にそれぞれ一致する所がある事からす
 れば、何れにしろ未知の『平家』との関連が予想されるのである。

しかし『奉公』には「源日記」なる先行書が存在したと記され、そ
 こから『奉公』までの間の増補改変、散佚した古態『平家』より延慶
 本他への展開を想定すれば、新史料が出現しない限り、決定は難しい
 であらう。されば本稿では現存延慶本と『奉公』他の佐々木氏関係史
 料との比較から、現存『平家』本文の後出性を指摘し、『東鏡』成立
 の鎌倉後期に於いて佐々木氏勲功伝承史料が成立してゐた可能性を指
 摘するに留めるものである。

一、佐々木氏勲功伝承史料

佐々木氏家記の存在は『奉公』に「此後は源日記に有なり」とある
 事や、『尊卑』「佐々木氏系図」「時信」注記に「家記」と有る事を
 仮託と見ず、実在したと推定するのだが（拙稿）、目下その伝存は確
 認出来ない。鎌倉・室町時代を通じて有力な大名であった佐々木氏一
 族には伝来の古文書（朽木氏・尼子氏）^①、末裔の系図が存するが（続
 群書類従に数種含まれる）、佐々木秀義親子の事跡を伝える記載を持
 つ『奉公』以外の中世の佐々木氏勲功伝承を収める史料は以下の通り
 である。

一、『拾珠抄』所収「佐々木備中入道百箇日願文」（『天台宗全
 書』十九）

二、『尊卑分脈』「宇多源氏」所収「佐々木氏系図」注記（新訂
 増補国史大系）

三、明応本『佐々木系図』注記^②。本奥書によれば佐々木一族の
 源重家（明応本に鈎られる山崎重家の可能性があるか）が藤原
 資季所持の「上下諸家之系図」を正応五年に書写したとある。

以上、必ずしも記事は豊富ではなく且つ相互に一致してゐない。抑
 も『奉公』を含む野田文書の所在も不明で、ともかく成立を明らかに
 する事が難しい。しかも二には『東鏡』とほぼ同文の記事が存する。

『尊卑』秀義 寸永三十七九、於伊豆国源平合戦之時、秀義并五
 郎義清於大手搦手責戦、平氏富進士家助・兵衛尉家能・家清入道・
 平田太郎家継・出羽守信兼・同子・忠清法師等各一心取籠、秀義
 一騎責戦、依老屈為彼等被討了、于時七十三才也、然而凶敵九十
 余人伐捕之了、即自関東被定第一勲功、御感之余、預没後之賞者也
 『東』(元暦元年八月二日条) 大内冠者飛脚重参着、申云、去十九
 日西尅、与平家与党等合戦、逆徒敗北、討亡者九十余人、其内張
 本四人、富田進士家助・前兵衛尉家能・家清入道・平田太郎家継
 入道等也、前出羽守信兼子息等・并忠清法師等者、逃亡于山中畢、
 又佐々木源三秀能相具五郎義清、合戦之処、秀能為平家被打取畢、
 惟義已雪会稽之耻、可預抽賞歟云々

『尊卑』では秀義の奮戦が強調されてゐるが、傍線部が同じで、特
 に薩摩中務丞家資^③を「富(田)進士」とする点、明らかに両記事は
 何らかの関係を有すると思はれる。また、

『尊卑』（經高）承久三六十六天下逆乱、今度經蓮參候院中、回院中合戦計略了、但官軍敗走之後、隱居鷲尾辺、此由依風聞、武州送使者内嶋三郎云、相構不可捨命、申閔東可厚免云々、是勸經蓮自害之語也、謂蓋耻之、忽取刀切破胸腹平臥、未終命間、扶乘輿向六波羅、爰武州見其鉢云、背教命懇志無念之由称之、于時經蓮聊見開両眼、頭快咲之貌、不発言遂死了

『東』同年六月十六日条）佐々木中務入道經蓮者候院中、廻合戦計、官兵敗走之後、在鷲尾之由風聞之間、聞之、武州遣使者云、相構不可捨命、申閔東可厚免者、經蓮云、是勸自害使也、蓋耻之哉者、取刀切破身肉手足、未終命間、扶乘于輿向六波羅、武州見其鉢、違示送之趣自殺、背本意由称之、于時經蓮聊見開両眼、快咲、不発詞、遂以卒去云々

も殆ど同文である。波線の内嶋三郎は『東鏡』のこの前後に名が見えるから⑤、これも断定出来ないが、『尊卑』が『東鏡』を利用し、佐々木一族の勲功を強調する為、一部本文を改変した可能性の有る事を否定出来ない。よつて山木夜討の際、佐々木盛綱は当初頼朝の元に待機し、後に加藤景廉と共に応援に山木館に派遣されたとするのが『東鏡』であるが⑥、『尊卑』（盛綱）に、

治承四八十六山木兼隆誅伐之時、定綱・經高・高綱三人兄弟等雖発向、於盛綱者不離佐殿御傍可祇候之由、蒙仰留了、而兼隆館雖雄不決之遅々時、追而可尋決之由蒙貴命、加藤景廉相共二人馳向即打入館内、景廉盛綱二人討取之了、於兼隆相伝腹巻（櫻鳥）者、盛綱取之、懸火於館帰参、兼隆所拔合於太刀并彼首者、景廉取之、各入見参了

とある盛綱の武功記事は、『東鏡』を元に増補された可能性を考慮せねばならないのである。また、

（高綱）元^⑧年中、木曾義仲并平家等為令追伐之、閔東軍兵上洛之時、渡宇治川懸一陣了、其時鎌倉殿賜第一名馬乘之、渡河了、為其勲功、雖北陸道、猶依不本意出家、住高野了

の傍線部は目下、『平家』にしか見えず⑨、物語に由来する可能性を指摘出来るのである。鈴木氏も注意を喚起するが、鎌倉中期以降成立の文献には『平家』の影響の可能性を当然考慮すべきであり、一〇三の文献が端的に『平家』・『東鏡』を利用した可能性を否定出来ない。しかし同時に現存『平家』に、佐々木氏関係の史料の引用と思はれる記事を見出す事も出来るのである。

二、佐々木兄弟の参着

『奉公』と延慶本『平家』（長門本・盛衰記）・『東鏡』では、頼朝に危険の迫つた事を大庭景親より聞いた佐々木秀義が、息子の定綱を使者として報知する点、共通するが、

（延慶本）秀義浅猿^ト思^テ念^キ宿所^ニ帰リテ景親力^ハル事ヲコソ語申ツレト、伊豆^ニ告申ムトシケルニ、三郎^ハ勘当^ノ者也、二郎^ハ未^ダ左殿^ノ見知給ワス、大郎行トテ、下野ノ宇都宮^ニ有ケル大郎定綱ヲ呼^テ、北条^ニ参テ可申^ハ様^ハ、御文^ハ落散ル事モソ候トテ、態^ト定綱ヲ参^ラセ候、日来内々御談義候シ事^ヲ、景親モレ聞タリケニ候ソ、思食夕^ハ、ハイソカルヘシ、サナクハトクシテ奥州へ越サセ給へ、是^{マテ}ハ藤九郎計ヲ具テ渡セ給へ、子共ヲ付テ送申ヘシトテ遣ケリ

(二末「佐々木者共佐殿ノ許へ参事」、長門本はほぼ同)

と、方法は不明だが相模より宇都宮に定綱を呼びに遣つたとする。延慶本によれば景親と秀義の面談が八月九日で(『奉公』・『東鏡』同)、延慶本は「十二日定綱帰来テ此事委申テ候シカハ」と、十二日には宇都宮の定綱が渋谷の秀義の元に帰つて、次いで伊豆の頼朝の元に参着したとする。強騎行であれば渋谷、宇都宮、伊豆の移動がその日数で可能かもしれぬが、火急の際の対応として拙劣である。

佐々木兄弟の不審な行動は兄弟到着の過程にも見いだせる。秀義が景親との密談を伝える使者を決める際、前掲本文の様に四郎高綱について言及がない。これは直後に明らかにされる様に、

(延慶本) 四郎高綱ハ近年平家ニ奉公シテ有ケルカ、兵衛佐謀叛ノ企有ヨシ聞ヘケレハ、浮雲ニ鞭ヲアケテ、東国へ馳下テ、大郎許ニ隠居タリケルカ許ヘモ、同ノ使者ヲ遣シケル、ツ、ムトスレトモ景親是ヲ伝聞テ、イカ、スヘキト国中人々ニ云合スルヨシ聞ヘケリ(同前)

と、高綱が平家に仕官して在京してゐた為と説明出来るが、高綱が下向してゐた定綱滞在地は文脈から宇都宮と見られ、使者に立つた定綱は十六日の帰参を約し十二日に相模に帰り、それから高綱を呼びに別に使者を派遣した事となる。九日より二度使者が宇都宮に派遣され、更に高綱は伊豆ではなく、一旦、相模に行き伊豆の頼朝の元に兄弟と共に参上すると云ふ行動も不自然で、記事が前後連絡してゐない印象を受ける。抑も平家に仕官し、挙兵以前に頼朝謀反の噂を聞き付け、都より高綱が下国するといふ設定自体に無理がないか(盛衰記で平家仕官の考へを翻し、都の叔母の元に滞遊してゐたとするのは、それを

考慮しての改変か)。

また延慶本では佐々木兄弟の動向及び頼朝との関係の説明が単純ではない。前掲の通り二郎経高は未見参の為、秀義により使者に選ばれなかつたとあつたが、頼朝の方では、

(延慶本) 但二郎ハ渋谷庄司カ智ニテ子ニモ劣ス思タムナレハヨモ与セシ、三郎計ヲ具セヨト候シト申ケレハ、二郎経高是ヲ聞テ申ケルハ、三郎ニモ四郎ニモナ告給ソ、ソレヲハイカニモ思キルマシキ者也、兵衛佐殿、サ程ノ大事ヲ思立給ニ、人ヲハ不可知、経高ニヲキテハ善悪可参ト申ケレハ、サラハトテヤカテ相模ノ波多野ニ有ケル三郎盛綱カ許ヘ使者ヲ走ラカス(四郎の元へも派遣―後掲) サル程ニ佐々木ノ者共兄弟四人、馳集テ、夜中ニ北条へ行ケルニ、二郎経高カ舅渋谷庄司人ヲ走カシテ、経高ニ申ケルハ、(下略、渋谷経高を慰留するも、経高振り切る)(同前)

と渋谷の婿の為、与力の見込みがないとしてゐる。文脈によれば経高はこの時、秀義の元で定綱の報告を聞いた事になる。『平家』では頼朝の挙兵は既に予定されてゐるから、経高が渋谷を出て秀義の元に詰めてゐても不思議ではないが、経高は未見参且つ渋谷婿である事が不召還の理由に設定されてゐる訳である。

然るに『奉公』では兄弟の来歴が異なる。秀義が仁安元年、頼朝に息子を奉公させる時、

次郎経方ハ庄司の子にしたるによりて不参、四郎ハいまたいとけなし

とし、太郎と三郎を奉公させ、挙兵時には頼朝が渋谷に帰る定綱に、
○庄司^{しは}か子こづくにするなれハ、よもまいらし、四郎又いまた見

参に不入、たゞ三良はかりをくしてまいれとて
とあり、結局、

やかて参者ハ、太良定綱・三良盛綱・四良高綱三人打具て参たり、
是をまかりて「 」れハ、やかて院宣廻文を東国ふれられて、や
かて謀反発させ給、四良たかつなまよりたる事、殊御悦あり、い
またけさんに入さりし物か、かくきゝてはしめて、あにかつれて
参たり、今度殊御悦あり（一鈴木氏「いく」）

と、二郎経高は渋谷猶子故、四郎高綱は未見参故、举兵時まで頼朝と
は疎遠で、与力を期待されたのが雌伏時代に奉公した太郎・三郎と説
明する。『奉公』は『平家』に比べ兄弟参上と頼朝との関係の設定が
単純で、一貫してゐるのである。しかもこれは経高と渋谷重国とが親
子の関係であつた事^⑧、定綱・盛綱の奉公（『尊卑』）を語る他の史料
と背馳しない。

但し『奉公』では参着以降の記事がなく、経高の参戦があつたか不
明であるが、『平家』・『東鏡』^⑨・『尊卑』では兄弟と共に夜討に参戦
してをり、「備中入道百箇日願文」でも、

東関右幕下追罰平家之時、嫡子以下四人者相従于右幕下^⑩、最末
子五郎依為平家大場三郎之賀君^⑪、在平家^⑫、於伊豆国相山^⑬ニ合戦
之刻、奉射右幕下^⑭、依為奇怪之所行^⑮幕下執世^⑯之後、欲罪五郎

ナヤシムト五郎^⑰、

と、経高は頼朝側として参戦してゐたと解されるから、『奉公』が省
略した典拠に渋谷の制止を振り切つた経高の夜討直前の参着があつた
かも知れない^⑱。或は『平家』の如き本文より何らかの理由で、経高
を除いた可能性も考慮せねばならないが、『奉公』が改変の結果、兄弟

と頼朝の関係を単純化し、一貫性を持たせたと見るのではなく、使者
選定・兄弟参着の場面で、現存『平家』が次郎と四郎を入れ替へたと
見るものである。現存『平家』の前掲使者派遣本文で、次郎よりも三
郎が先出するのも改変の痕跡と考へるが、四郎の下向を『平家』の増
補説話とすると、その不自然な往復と設定の理由を説明出来る筈であ
る。

治承四年八月当時、秀義親子は相模に居住し、経高は渋谷猶子故、
高綱は未見参故、使者に立たず、前者は举兵人数に考へられてゐなか
つたとあるのが未知の典拠本来の設定で、『奉公』の本箇所は延慶本に
比し古態を留めてゐると筆者は見るのである。『平家』は何故、それを
改めたのだらうか。延慶本では奇怪な事に、寿永二年の義仲討伐の
際、平治の乱で戦死した秀義の法事を抛つて近江より高綱が頼朝の元
に参着したとし^⑲、感動した頼朝より名馬池数寄を賜るとある。未だ
頼朝の支配が確定してゐない時点で、近江に下向し、改めて参着した
とするのも不審であり、乗馬を「浮雲」とする所からして、佐々木兄
弟の遠方よりの参着を頼朝が賞したとする説話があつて、その影響が
物語の举兵部にも影響したかとするのが一案である。

三、佐々木親子流浪

延慶本の不合理は正に宇都宮住を除けば解消される訳だが、抑も
『奉公』では太郎定綱の宇都宮在住が言及されてをらず、不合理がな
かつた。

秀義心のうちにあさましと思つて、いそきかへりきたりて申ける、

定綱伊豆ゑまいりて申へきやう、御文ハ、おちちる事も候へハ不進候、かゝるあさましき事をこそ承て候つれ、それにわたらせ給てハ、かなハせ給候まし、藤九郎ハかりを御と「凶」て、いそぎこれまでわたらせ給は、これより子ともを付まいらせて、ミちのくにゑ入まいら「ん」と申とてまいらす（西岡氏「とる手」鈴木氏「とるまうて」、西岡氏「ん」、鈴木氏「せん」とある通りだが、これも『奉公』が古態を有してをり、延慶本が宇都宮住を増補した為、前述した不合理を生じたと説明出来ないか。『東鏡』は、

（九日条）（前略）秀義心中驚騒之外無他、不能委細談話、帰畢云々

（十日条）秀義以嫡男佐々木太郎定綱「近年在宇都宮、此間来洩

谷」、昨日景親所談之趣、申送武衛云々

（十一日条）定綱為父秀義使、参着北条（下略）

とあつて、割注で定綱が面談以前に宇都宮より洩谷に来てゐたとする。これならば延慶本の無理が解消されるが、逆に延慶本の如き本文を筆者同様の不審から『東鏡』の編者が附注したと解する事も可能である。

『源平盛衰記』には八月三日の段階で挙兵を決意した頼朝の元より家人達に内命があり、

其中二故左馬頭ノ猶子二近江国ノ住人佐々木源三秀義力子共、平治ノ乱ノ後ハ此彼二カ、マリ居タリ、太郎定綱ハ下野宇都宮ニアリ、次郎「経高」ハ相模ノ波多野ニアリ、三郎「盛綱」ハ同国洩野ニアリ、四郎高綱ハ都ニアリ、五郎義清ハ大場三郎力妹婿ニテ相模ニアリ、（中略）太郎定綱ハ下野国宇都宮ヨリ馳上ル、次

郎。「盛経」相模国波多野ヨリ馳参、三郎。「盛綱」同国洩谷ヨリ馳来ル、兄弟四人佐殿ヲ守護シ奉ル、誠ニ一人当千ノ武者アタリヲ扨テ見エタリケリ、五郎義清ハイカニト尋給ヘハ、大場三郎力妹ニ相具シテ候ヘハ、人ノ心難知侍リ、志思進セハ参ンスラン、左右ナク知セシト存也トテ不呼ケリ²²

と宇都宮からの参着が語られ、往復の矛盾がないから、延慶本本文の動機の説明が可能となる。しかし盛衰記の如き事前召集が延慶本の前提本文であると思ふ事は俄に困難である。

然るに定綱の宇都宮在任を持つ史料が明応本『佐々木系図』である。

イ（秀義）「六条判官為義猶子、佐々木三郎」「母安倍宗任女」

ロ（定綱）「従五下、太郎」「使左衛門尉、母下野宇津宮」「近江長門石

見隠岐四ヶ国守護」

ハ（経高）「号蒜間中務丞、佐々木次郎、法名経蓮」「住相模滋（洩

谷）、母同上」「淡路阿波土佐等守護」（括弧は統群書類従）

ニ（盛綱）「号加地三郎兵衛尉、佐々木三郎」「本名秀綱、住相模俣野、

備前児島渡了」「伊予讃岐守護」「法名西念」

ホ（高綱）「佐々木四郎、左衛門尉」「母同上」「籠居高野山」「備中備後

安芸周防因幡伯耆出雲等守護」

ヘ（義清）「従五位下左衛門尉、隠岐守」「佐々木五郎」「母大庭権守景

宗女」

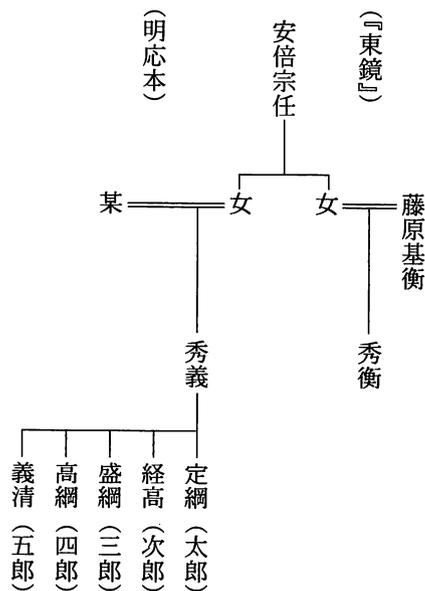
とある傍線記事が前掲の延慶本・盛衰記に対応する。但し完全に一致せず、イの波線の秀義を盛衰記では左馬頭義朝の養子とするし、口傍線の、母が宇都宮氏の出とするのは注記の誤写脱落の可能性が考へられるが、ハ・ニでは住所が異なり、ホでは高綱の都在住が記されてゐる

ない。寧ろ延慶本・長門本・『尊卑』で盛綱を波多野住とする事（後掲本文）、經高を重国婿とする事が、經高を洪谷住、盛綱を俣野住とする明応本に符合・近似する事からすれば、明応本が未知の『平家』を引用した可能性の方を指摘すべきであらう。

しかし經高の洪谷住、及び洪谷からの參着を延慶本・長門本が記さない事、高綱の都在住を明応本が記さない事からも、寧ろ明応本の典拠が『平家』・『東鏡』に利用された可能性を指摘したい。何となれば秀義の叔母の夫が藤原秀衡であるとする次の『東鏡』割注がその存在を示唆するからである。

有近江国住人佐々木源三秀義者、平治逆乱時、候左典厩御方、於戰場竭兵略、而武衛坐事之後、不奉忘旧好兮、不諛平家權勢之故、得替相伝地佐々木庄之間、相率子息等、恃秀衡（秀義姊母夫也）、赴奥州、至相模国之刻、洪谷庄司重国感秀義勇敢之余、令之留置之間、住当国、既送二十年畢、此間於子息定綱・盛綱等者、所候于武衛之門下也²⁸⁾

この女性の出自についてこれ以上言及がないが、奥州合戦の際の『東鏡』の毛越寺記事の藤原基衡室の割注に、安倍宗任女とあるのが注目される²⁹⁾。明応本の秀義母に安倍宗任女とある事は、『東鏡』の両注と正確に一致しないものゝ、奥州藤原氏と佐々木氏との縁戚関係で一致するのである。これを明応本が両割注を拾ひ、しかも改変して掲載したと解する必要は流石にないかと考へる。



秀衡・秀義の母を宗任女とするのは年代的に無理であるから、端的に奥州藤原氏と佐々木氏の縁戚を物語る伝承・史料があり、『東鏡』はそれを参照し、二記事に注を付し、明応本もその史料の流れを汲むと推定出来る。同時に佐々木定綱の宇都宮居住を『東鏡』が割注に付す事、不自然ながら殊更『平家』でそれが言及されるのも、佐々木秀義親子の挙兵以前の流浪を語る史料より増補した為と理解するのである。

四、盛綱近侍

当該延慶本本文の後出性を推定したが、何度も言ふ様に佐々木氏伝書の『平家』に対する先行をそこから断ずるものではない。また秀義と奥州藤原氏の縁戚に言及せず、頼朝流人時代の佐々木定綱と盛綱の奉公を持つ『奉公』・『尊卑』と、明応本の記事は一致する所がなく、

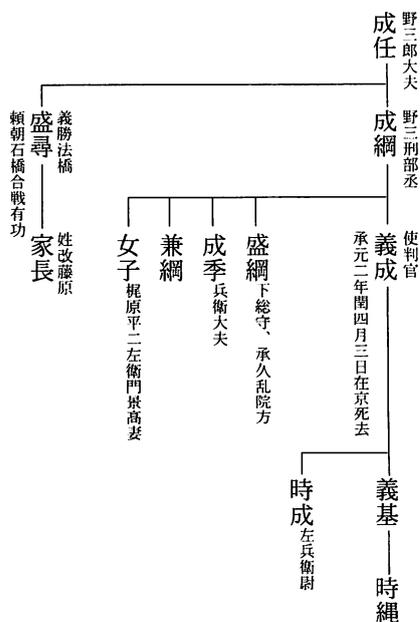
その伝承関係を究明する事は出来ない。現存史料から原佐々木氏勲功書に遡る事は不可能なのである。勿論全てが一書より派生したと断定出来ず、佐々木氏伝書の先行は飽くまで仮説なのであるが、それでも現存書間の関係について若干の推測をする事は出来る。

即ち先の二書・『東鏡』と異なり、『平家』・『曾我』の頼朝流浪時代説話では兄弟の一方の頼朝近侍しか掲載しなかつた。頼朝最大の危機である伊東入道の夜討の際には、

(延慶本) 盛綱・盛長八兵衛佐ノカレ出給テ後ハ、一筋二敵ノ打入ラムスルヲ相待テ、名ヲ留ル程ノ戦、此時二有ト思ケル程ニ、夜モヤウク明ニケレハ、各モ出去ニケリ^②

とあり、真名本『曾我』でも盛綱・盛長が近侍するが、『鬪諍録』では盛綱を佐々木定綱とし、延慶本・盛衰記では「野三刑部盛綱」(延慶本は「成綱」とも掲載する)、仮名本『曾我』でも「弥三郎なりつな」(太山寺本)として別人とする^③。成と盛は紛れるから、後三者は武蔵の武士野三刑部丞小野成綱を指してゐると考へられる。新編日本古典文学全集『曾我物語』^④・小井土守敏氏の指摘通り^⑤、これが歴史的事実であるとすれば佐々木盛綱への誤解・改変、次いで定綱への改変がなされ、更に盛綱・定綱の並立は少なく共、佐々木盛綱への改変が成された後に生じたと説明する事になる筈である^⑥。この場合、佐々木二兄弟奉公を持つ『奉公』・『東鏡』・『尊卑』及び定綱奉公を持つ『鬪諍録』、即ち佐々木氏伝書も―は延慶本よりも後出本文の可能性が高くなる。

但し小野成綱が挙兵以前頼朝に近侍した確証はない。小野氏は武蔵七党に属する武士で、『諸家系図纂』所収「党家系図(横山党)」^⑦に、



とあり、弟の成尋は治承四年八月の石橋山合戦の時より頼朝に従つてゐた^⑧。野口実氏は成尋舅八田知家^⑨の姉妹が頼朝乳母寒河尼^⑩であつた縁による近侍とするから、その縁で兄弟の成綱が頼朝に従つたと見る事も不可能ではないとしよう^⑪。成綱は後年、尾張守護と見え^⑫、頼朝庶子貞暁の乳人に擬せられる様に^⑬頼朝の信頼の篤い御家人であつた事は確かである。

しかし小野成綱が頼朝麾下として見えるのは『東鏡』によれば元暦元年十一月で(十四日条)、治承四年八月の挙兵時の参加者として見えない。これは時間的地理的事情から挙兵時の参加に遅れたとすればそれ迄であるが、以降も佐々木盛綱が頼朝に近侍し厚遇される事は小野成綱の比ではない。『東鏡』治承四年八月九日条の定綱盛綱奉公は、拙稿で推測した通り別典拠に由来する可能性があるから除くが^⑭、定綱・盛綱の頼朝近侍は、『東鏡』の各種の行事・参詣より確認出来る^⑮。

特に盛綱は寿永二年十二月七日の頼朝鶴岡参詣の際は、和田次郎義茂と二人で供を勤め、建久五年二月二十七日の参詣の際は御剣の役を一人勤めた(各日条)。その他警戒する武田信義との対面の際、頼朝の傍に控へてゐたのは三浦義澄・下河辺行平・梶原景時と定綱・盛綱であった^⑧。一方の小野成綱・成尋も後年ともに行事の供奉に名を列ねるが、他の御家人と同扱ひで、佐々木兄弟の様に頼朝の近辺にゐない。

また定綱盛綱には頼朝が親近の情を表してゐる。定綱親子と叡山との抗争の際は定綱を庇ふが^⑨、叶はず流罪され^⑩、赦免された際は「將軍家甚歡喜」^⑪とある。これは無論、政治的計算が介在した可能性があるが^⑫、盛綱と頼朝は双六を楽しむし^⑬、盛綱より献上された鮭に対し、頼朝は

まちゑたる人のなさけもすはやりのわりなく見ゆる心さしかなと、感謝の心を歌に作る程である^⑭。さらに、

武衛被遣御馬一疋〔葦毛〕於佐々木三郎盛綱、々々為追討平家、當時在西海、而折節無乘馬之由、依令言上、態立雜色、被送遣之云々^⑮

と、馬を送つた事、

佐々木三郎盛綱自馬渡備前国児嶋、追伐左馬頭平行盛朝臣事、今日以御書蒙御感之仰、其詞曰、

自昔雖有渡河水之類、未聞以馬凌海浪之例、盛綱振舞、希代勝事也云々^⑯

と、児嶋を渡した事に感状を送る事からも、頼朝は特に盛綱に親近感を有してゐたと思はれる。高綱^⑰は盛綱^⑱と同じく供奉の際、武具・調度を帯する重役を果たすが、経高・義清ともに定綱・盛綱程近侍し

てをらず、まして小野成綱の頼朝近侍は確認出来ないのである。頼朝との親縁を強調する記事が説話として、有力大名佐々木氏の影響により『東鏡』に取り込まれた可能性を認めるとしても、佐々木盛綱近侍を伝へる儀礼の交名までが、改竄されたと筆者は見る必要はないと考へる。

佐々木盛綱が近侍し寵愛されたのは治承四年八月以前に奉公してゐた為と見るのが目下、合理的で、承久の乱で小野氏本流が衰滅した事から、その伝承が佐々木氏に剽窃されたと説明するよりも^⑲、延慶本他の現存本以前の『平家』が盛綱を小野氏と解釈したと見るべきである。現存『平家』では佐々木盛綱の登場は正に前掲の「佐々木者共佐殿ノ許へ参事」が初めてで、特に以前の奉公、頼朝との親縁が記されてゐない事から不審した編者が、流浪時代の「盛綱」を別人と考へ改めたのではないか。『奉公』にも「成綱」とする箇所があるが、或は成綱とある本文より小野氏に比定した可能性もあらう。流浪時代説話は史実ではなく^⑳、説話として形成され、各書が改変し取り入れたとされるが^㉑、真名本『曾我』では名字を記さずに「盛綱」としてをり、これが本来の本文を留め、『平家』がそれを成綱に、更に『鬪諍録』が定綱に改めたのではないか。

現在の所、小野成綱近侍を史実とし、延慶本等が古態を有してゐるとするより、佐々木盛綱が史実で流浪説話もそれを基にしてゐると見て良いだらう。『尊卑』『盛綱』の

仁安元十七〔十六才〕、依父命参伊豆国、奉相属右兵衛佐殿、夙夜昵近致粉骨〔于時名字秀綱〕、仁安元十七夜、於兵衛佐殿御前、自身指燭、藤九郎盛長為加冠首服、其時改秀綱為盛綱、且暮

随逐給仕送年月了、入御時政館、奉入北条息女（二位殿）之内
時、盛綱一人被召具了

とある盛綱記事も、独自にその史実を受け佐々木家の内部で成立したか、端的に流浪説話の影響を受けてゐる可能性がある訳である。されば頼朝が本来、名馬を送るべき寵愛の人物はこの盛綱である。藤戸合戦の盛綱賜馬が『平家』「生数寄沙汰」の高綱賜馬に利用されたとする大森金五郎氏の見解は^⑤、改めて検討されるべきである。

五、『奉公』の形成

現存『平家』の佐々木奉公本文の後出性を縷々指摘したが、『奉公』では定綱よりも盛綱の勲功が強調される事から、『奉公』を伝へた盛綱子孫による加筆を鈴木氏が推定する様に、後代の修正を受けてゐる可能性は十分想定される。次の頼朝流浪時代説話と『奉公』の共通性を示唆する記述に、

『奉公』治承二年いたるまで、春秋十五年、夜ひる無念コト二人共に召仕ハ、其間御馬屋ノいかい鬼武丸逃去して失ぬ、盛綱代コ是¹「園」人となりて三年をへたり、又ある年苑ノ草深きさして掃に人なし、盛綱これをすき、これを苅て掃除する間、芳草ノ可惜をしらすして皆苅掃、左殿いかりて誰人のしたるそと尋ぬ、盛綱申す、我公の草ヲ愛給候事を不知、移殖ニいたミあるへからすとて、鋤ヲ取て立とす、更ニ恨色なし、將軍のいかれる事をへんして、滅渡板行にてこそ候たる（¹鈴木氏「囲」）

と居飼鬼武丸の逃亡が語られるが、この人物は『東鏡』には見えず、

流浪説話の中に、

（延慶本）野三刑部^a「成」綱、^b「足立」藤九郎盛長ナト二仰合ケルハ、頼朝一人遁出ムト思也、コ、ニテ助親法師ニ無故一命ヲ失ハム事、云甲斐無ルヘシ、汝等カクテアラハ、頼朝ナト人知ヘカラストテ、大鹿毛ト云、馬ニ乗り、鬼武ト云舎人ハカリヲ具シテ、夜半ヒソカニソ出ラレケル（同前。aを盛衰記は「盛」とし、bを持たない。傍線は『闘諍録』・『曾我』も同じ）

と見える人物である。此処でも結句、様々な可能性が想定出来るが、『奉公』の敷衍の可能性を排除出来ないだらう。

以上の考察で、結句『平家』の典拠・享受の問題は解決出来なかつたのであるが、『奉公』に共通する佐々木家伝の鎌倉後期迄の成立の可能性は依然あると考へられるのである。野口氏・鈴木氏が引くが佐々木・渋谷後裔の弘長元年の争論の内容が注目される。

今日昼番之間、於広御所、佐々木耆岐前司泰綱与渋谷太郎左衛門尉武重及口論、是泰綱以武重有稱為大名之由事、武重咎之云、已巨嘲哂之詞也、於當時全非大名、先祖重国（号渋谷庄司）者、誠相模国大名内也、^①然間貴辺先祖佐々木判官定綱（于時号太郎）牢籠之当初者、到重国之門、寄得其扶持、子孫今為大名歟云々、泰綱云、^②東国大少名并渋谷庄司重国等、皆官平氏、莫不蒙彼恩顧、当家独不諛其權勢、弃譜代相佐々木庄、偏運志於源家、遷住相模国、尋知音之好、得重国以下之助成、繼身命、奉逢于右大將軍草創御代、抽度々之勲功、兄弟五人之間、令補十七ヶ国守護職、剩面々所令任受領檢非違使也、昔牢籠更非恥辱、還可謂面目之、^③始重国以秀義為聳之間、令生隱岐守義清訖、被用聳之上者、

非馬牛之類、為人倫之条勿論歟、此上今過言頗荒涼事歟云々、列座衆悉傾耳、敢不能助言云々⁸⁴

鈴木氏は始祖の勲功伝承が佐々木一族の間で継承された事が窺はれるとするが、『東鏡』の編者がどの様にして、この口論の詳細な内容を記録出来たか筆者は案じてゐる。確かに記事に拠れば複数の人物が謹聴してをり、編者もそこに居て記憶してゐたか、聴聞者、或は佐々木泰綱から再度聞き取りをしたか、或は編者が周知する著名な記事であつた為、詳細な記載が可能であつたと解するべきであらうか。しかし佐々木氏の始祖の孤忠を言ふ傍線部①が『東鏡』の治承四年八月九日条、③が同二十六日条の記事に一致する事からして、何らかの文書を参照して編者が口論を再構成した記事ではないかと思ふのである。それは端的に『東鏡』当該条であらうか。しかし②で東国諸大名の平氏仕官は『東鏡』ではなく『奉公』に見える。

其後下野殿平治年中、為平家被打畢、其時秀義依重病、在相模渋谷、天下皆平家ニきして、源氏門容も多首をたれて、平家ニ付え、兵衛佐とのゝ生年十四歳、永暦元年庚辰歳春三月、伊豆国なかさされて、北条四良時政かもとに御座、秀義渋谷にありて、こ郷返返事を不得して、渋谷□司・大庭三郎等、平家を可参由を度々教訓す、しかりといゑとも秀義更ニ心を不変、仁安元年丙戌十月二大郎定綱・三郎成綱生年十六さいにおよひて云、我等か一門久章王ニ召仕テ、私しうをもたさりき、父経方か時より事ゑんありて、始興陸判官殿ニ参き、其後秀義山野殿召仕て、しはらく此国ニありき、おくれたてまつりて後ハ、こ郷返返によしなし、うかれて此国浪人となれり、大庭三郎・畠山庄司・北山田別当、大な

る物共にて、ミな平家ゑまいれり、不参又 ちはのすけ・三浦介・上熊介等ハ風ニしたかう木草のこづくにて、あなかち奉公いたさすともきかす、秀義平家参たらんにハ、なとか蒙御恩をも江国ゑも返さらん、されハ庄司もたひく可参之由を申せとも、いくはくのさかへをえんとてか、二かとゑ馬をハたつへき、今ハ兵衛佐殿伊豆ニ御座、速参て可仕といゑとも、秀義参なハ庄司のため不便也、早己等参て、此由を申て、夜昼候へとて二人をまいらす、次郎経方ハ庄司の子にしたるによりて不参、四郎ハいまたいとけなし、「衣ま」ニ二人すてに思ひさためて、めしつかはさんと思つるに、返々神妙に参たりとおほせられけれハ（一判説不能。西岡氏「夜半」鈴木氏「依此」）

と、東国大名の帰趨が詳しく語られるのである。『奉公』が『東鏡』弘長元年の記事より作成されたと見る必要はなく、此処でも佐々木氏伝書の『東鏡』成立の鎌倉時代末期の可能性を指摘出来るのである。それが現存本を遡る未知の『平家』とどの様に関はるか不明であるが、『奉公』にその一部が継承されてゐる可能性は高いと考へる。

頼朝流浪時代の生活を伝へる史料は乏しく、『平家』・『平治』・『曾我』の説話の形成は不明点が多く、佐々木氏勲功伝承、家伝との関係は不明点が依然、多いのである。『奉公』の形成時期と環境の考察には、今後、様々な関東の伝承を発掘析出する必要がある⁸⁵。

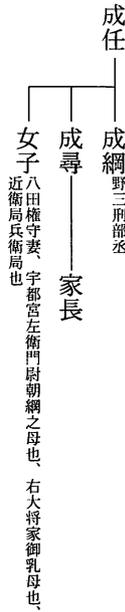
注

(1) 「平家物語」・『東鏡』「山木夜討」の成立について（上横手雅敬氏編『中世公武権力の構造と展開』所収）、以下拙稿と略。

- (2) 東大史料編纂所の謄写本により、後掲の西岡氏・鈴木氏の翻刻を参照した。原文の空白はその字数を空け、没行・破損箇所は□で、筆者の判読不能箇所は○とした。
- (3) 『莊園史の研究 下巻一』佐々木荘と宇多源氏との関係
- (4) 『伊豆謫流中の源頼朝』(『頼朝会雑誌』八、昭和八年七月)
- (5) 『中世東国武士団の研究』第二部第五章「流人の周辺―源頼朝拳兵再考―」(初出は平成元年)。
- (6) 「佐々木氏の奉公初日記と吾妻鏡」(『古事類苑月報』十、昭和四十三年一月)
- (7) 『改訂増補戦記物語の研究』第二第六「平家物語宇治川先陣の記載は果たして作者の創作か」
- (8) 『平家物語の基礎的研究』中編第三章第二節第一項「源平闘諍録」
- (9) 『平家物語の展開と中世社会』第三部第二編第一章「佐々木三郎長綱の「庭中言上」・同第二章「佐々木家伝」□「奉公初日記」の性格」
- (10) 二末「佐々木者共佐殿許参事」(汲古書院の影印)。次の『源平盛衰記』は勉誠社の影印による。
- (11) 朽木文書は史料纂集、佐々木文書は『国立国会図書館所蔵貴重書解題 六一古文書の部第二一』、また佐々木(尼子)文書は東大史料編纂所の謄写本による。
- (12) 此処では尊経閣文庫本による。続群書類従にも所収。以下明応本と略。
- (13) 拙稿「桓武平氏正盛流系図補輯之落穂」(『米沢国語国文』二
- 十五、平成八年十二月)
- (14) 『東鏡』同年五月二十二日条・六月十八日条。
- (15) 『東鏡』治承四年八月十七日条。『平家』では景廉が単独で向かふ。
- (16) 但し波線部は盛衰記卷二十「高綱賜姓名」に「世静テ後、七箇度ノ忠ヲ感シテ、備前・安芸・周防・因幡・伯耆・日向・出雲七箇国ヲ給タリケレ共、高綱ハ杉山ニ入給シ時ハ日本半国トコソ約束ハ有シニ七箇国数ナラストテ、代ヲ恨テ鬻切テ高野山ニソ籠ニケル」とあるのが近いが、杉山合戦の勲功とする点も含めて『尊卑』と異なる事に留意される。
- (17) 長門本では十二日に頼朝の元に定綱が到着したとある。
- (18) 『東鏡』治承四年八月二十六日条。
- (19) 『東鏡』建仁元年五月六日条。
- (20) 『東鏡』治承四年八月二十六日条。
- (21) 四「梶原与佐々木馬所望事」。四部本では親の葬式を擲つて参じたとある。
- (22) 卷十九「佐々木取馬下向」、蓬左本(汲古書院影印)は、a「盛綱」、b「経高」、c「成経」、d「経高」とするが、後の改変か。
- (23) 『東鏡』治承四年八月九日条。
- (24) 『東鏡』文治五年九月十七日条。
- (25) 二中「兵衛佐伊豆山籠事」、盛衰記も同。
- (26) 太山寺本は汲古書院の影印による。
- (27) 梶原正昭・大津雄一・野中哲照氏校注の八十九頁頭注。

- (28) 「弥三郎成綱」が語るもの—仮名本『曾我物語』に見る頼朝の近臣」(『筑波大学平家部会論集』九、平成十四年六月)
- (29) 『曾我』では仮名本が延慶本の如き本文を利用し、成綱に復した事となる(小井土氏論)。

- (30) 『新編 埼玉県史 別編四』所収。
- (31) 『東鏡』治承四年八月二十日条。
- (32) 『尊卑』に「知家—家長 義勝法印子也、擬祖父子」とある。
- (33) 『東鏡』文治三年十二月十日条。
- (34) 『小野氏系図』(『統群書類従』)では次の様にあり、成綱と頼朝乳母との関係が近くなる(適宜略記)。



- 但し野口実氏が指摘する様に、『東鏡』の記事に従ふべきであらう。
- (35) 『東鏡』建久六年六月二十九日条。
- (36) 『東鏡』建久三年四月十一日条。
- (37) 『東鏡』八月六日条の山木夜討の結構に預かつた「当時経廻士之内」にも佐々木盛綱が見えるが、拙稿では事前の計画の実在に疑問を持つてゐるから、これも除く。
- (38) 『東鏡』治承四年十二月十二日条・寿永元年四月五日条に供奉が確認出来る。
- (39) 『東鏡』養和元年三月七日条。

- (40) 『東鏡』建久二年四月二十六日・三十日条。
- (41) 『東鏡』建久二年五月一日・三日・八日条。
- (42) 『東鏡』建久四年四月二十九日条。また十月二十八日条。
- (43) 上横手雅敬氏「院政期の源氏」(御家人制研究会編『御家人制の研究』所収)。
- (44) 『東鏡』建久元年七月二十日条。
- (45) 『東鏡』建久元年十月十三日条。建久五年二月十四日条にも盛綱の鮭献上が見える。

- (46) 『東鏡』元暦元年十二月二日条。
- (47) 『東鏡』元暦元年十二月二十六日条。
- (48) 『東鏡』寿永元年正月三日条・文治元年十月二十四日条・同五年六月九日条。
- (49) 『東鏡』文治元年十月二十七日条・建久三年十一月二十五日条。
- (50) 承久の乱で京方の小野盛綱が没落した後、尾張守護職は中条家長の系統に継承され(佐藤進一氏『増訂鎌倉幕府守護制度の研究—諸国守護沿革考証編—』第二章「尾張」)、『六条八幡宮注文』でも中条氏は在鎌倉御家人として見える(『田中穰氏典籍古文書』『六条八幡宮注文』について)、『国立歴史民俗博物館研究報告』四十五、平成四年十二月)。

- (51) 後藤丹治氏『中世国文学研究』第二編第八章第一節「曾我物語に於ける史実の検討」
- (52) 福田晃氏『軍記物語と民間伝承』「頼朝伊豆流離説話の生成—平家物語・曾我物語より—」

- (53) 「宇治川戦陣について」(『歴史地理』五ノ二、明治三十六年二月)・「佐々木高綱の事蹟に関する疑義」(『同』四十六ノ六、大正十四年十二月)
- (54) 『東鏡』弘長元年五月十三日条。
- (55) 拙稿「頼朝流離時代困窮の虚衷」(『米沢史学』二十四、平成二十年刊行予定)